

# 歴史的風致維持向上計画に対する意見・提案に関する対応について

平成25年2月13日現在

## 第1章 計画策定の目的

	意見要旨	考え方	対応
1	善光寺周辺、松代、若穂、鬼無里などで祇園祭が行われるなど祭礼に関連があり、連携させた取組みが必要ではないか。	本市には、祇園祭をはじめとして関連する伝統的祭礼が数多く残っています。今回の計画では、まず、こういった伝統的祭礼のうち代表的なものを記載し、それらを維持及び向上させるための事業を位置づけています。関連する祭礼については、連携させた取組みも必要と考えられますので、今後の課題として検討していきたいと考えています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。

## 第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致

	意見要旨	考え方	対応
2	真田まつりは、50年以上行われているので、歴史的なものに位置づけられるか。	松代地区には、多数の祭礼があり、今回は江戸時代の歴史資料が多数残る代表的な祭礼を記載しています。真田まつりなど他の祭礼については、今後、必要性に応じて追加を検討します。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
3	市内に歴史的風致の要件に該当する地域はたくさんあるが、なぜ12箇所しか載せていないのか。	歴史的風致とは、地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地と一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されており、本計画に記載するためには、この要件を満たすことを歴史資料等を用いて説明する必要があります。そのためには、地元の協力のもと、資料調査等を行う必要があります。現時点で、これらの要件を満たすことが確認できたものが12の歴史的風致という状況となっています。 今後、重要文化財等に指定された建造物等の周辺地域において、歴史的風致の要件を満たす場合は、必要に応じて歴史的風致の追加を検討します。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。

#### 第4章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

	意見要旨	考え方	対応
4	重点区域においては、景観計画や屋外広告物条例などと連携させ、より良い景観形成の誘導を図る必要がある。	本計画は、景観計画や屋外広告物条例をはじめとした、景観形成に関わる既存の計画との連携についても重要視しています。 具体的には、第4章に既存の計画の概要や今後の方針等を記載しています。	2 計画に盛り込まれており、修正しない。
5	伝統的いとなみの継承は重要であり、担い手不足に対応する具体的な方針と対応が必要ではないか。	地域固有の祭礼等、伝統的いとなみの担い手不足に関する課題や方針については、第4章に記載しております。 まずは、地域住民や専門家等と連携しながら、伝統的祭礼等の把握を行っていきたいと考えております。なお、具体的対応については、問題点を精査した上で、対応を検討していきたいと考えています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
6	文化財の保存・維持だけでは活性化につながらないので、市と地域が意見の交換をし、地域の特性に応じたまちづくりが必要ではないか。	ハードとしての歴史的価値の高い建造物などの文化財の保存・継承とそれに関わる人々の活動(ソフト事業)を地域全体における歴史的風致の構成要素として位置づけ、観光戦略ともからめて、新たに地域の歴史・文化を活かしたまちづくりを進めようとするのが本計画であり、地域の活性化につながるものであると捉えています。 本計画は行政だけでは進めることはできず、今以上に地域との連携と協働が求められると考えています。	5 その他

#### 第5章 重点区域の位置及び範囲

	意見要旨	考え方	対応
7	川柳将軍塚古墳(史跡)がある篠ノ井地域を重点区域に追加できないのか。	歴史的風致は地域固有の活動と文化財、さらには市街地が一体となった環境が必要となるため、川柳将軍塚古墳だけをもって重点区域とすることは難しいと考えています。	4 検討の結果、計画には反映しない。
8	古い歴史や重要文化財がある若穂保科地区を重点区域に追加できないのか。	若穂保科地区は、古い街道筋や寺院の彫刻群などが存在し、長い歴史を歩んできたことは承知しておりますが、歴史的風致としての要素である人々の活動が十分に把握できていないのが実情であり、歴史的風致を把握したうえで、検討する課題と認識しています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
9	多数古墳が存在している若穂地区を大室古墳群と結びつけることができないのか。	大室古墳群に関わる歴史的風致は大室古墳群の範囲内で完結しているため、他地区の古墳と結びつけることは難しいと考えています。	4 検討の結果、計画には反映しない。

10	戸隠山の修験場まで重点区域の範囲を拡大できないのか。	重点区域の設定にあたっては、その周辺に、歴史的建造物と地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動が一体となった歴史的風致がみられることが前提となります。 戸隠地域については、奥社、中社、宝光社周辺において、神社や宿坊をはじめとした歴史的建造物に加え、式年大祭などの伝統的祭礼が一体となって良好な歴史的風致を形成していることから、これらを含むような形で重点区域を設定しています。 また、戸隠の修験場について、今後の調査により歴史的風致の要件を満たした場合は重点区域に追加する可能性ですが、そこで実施する事業の内容が重要となります。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
11	「清滝観音観音堂」、「妻女山」、「明德寺(豊栄)」、「蛙合戦」、「白鳥神社」など重点区域の拡大を希望する。	「清滝観音観音堂」、「妻女山」、「白鳥神社」は、重点区域内に所在します。残りの物件は、今後の検討課題とします。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
12	重点区域内で建物を建てる場合などは、この計画により規制されることはあるのか。	一般の建物については、この計画によって特に規制されることはありません。ただし、歴史的風致形成建造物については、一部規制がかかる場合もあります。	5 その他
13	重点区域では、景観や屋外広告物の規制が厳しくなるのか。	重点区域とは、市域の中でも特に歴史的建造物や伝統的祭礼等が数多く残っていることから、それらを維持及び向上させるために、事業等を重点的に行っていく区域として設定したものです。また、重点区域内の歴史的風致を維持及び向上させるためには、他の計画や条例との連携も欠かせません。このことから、本計画では、景観計画や屋外広告物条例と連携して、重点区域内の良好な景観形成に取り組んでいくことを明記しています。計画策定時において、景観計画や屋外広告物条例の規制等がすぐに厳しくなるわけではありませんが、重点区域内については、景観計画や屋外広告物条例と連携して歴史的風致を維持及び向上させていくべく、今後、必要な基準等について順次検討していきたいと考えています。	5 その他
14	八田家を松代の拠点施設として、整備することが必要であると考えますが、支援を受けられるのか	個人所有の物件のため、整備の目的や内容などにもよりますが、将来的に必要性が認められれば、歴史的風致形成建造物として指定した上で、支援することができる可能性はあります。 (事業内容が定かではない現時点では、記載は困難。)	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
15	重点区域の設定に合わせて、松代街なみ環境整備事業エリアの72haを見直すことになるのか。	街なみ環境整備事業については、現行の計画が平成27年度までとなっております。その後の計画については、歴史的風致維持向上計画の重点区域や実施する事業内容等をふまえて、街なみ環境整備事業のエリアを見直ししていきたいと考えています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。

## 第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	意見要旨	考え方	対応
16	まちなみの整備、電線の地中化などハード整備に合わせて、ソフト事業の充実が重要ではないか。	本計画における維持及び向上させるべき歴史的風致とは、歴史的建造物やその周辺の歴史的まちなみに代表されるハード部分に加え、伝統的祭礼等に代表されるソフト部分があります。本計画においても、歴史的まちなみの整備や電線類地中化などのハード整備に加え、伝統的祭礼の支援等も盛り込んでおりますが、ハード整備に比べて取り組みがまだまだ少ないのが現状です。今後、重点区域内の歴史的風致を向上させ得るソフト事業については、内容を十分に精査した上で、少しずつ充実を図っていきたく考えています。	3 今後の取り組みにおいて検討又は参考とする。
17	無形文化財の伝承に対する支援策として、後継者育成事業など追加を希望する。(大門踊り、八橋流箏曲など)	指定、選択又は選定された無形文化財あるいは無形民俗文化財については、保存に関する支援方法などの検討を行います。	3 今後の取り組みにおいて検討又は参考とする。
18	市立博物館に寄託されている横沢町の笠鉾を祇園祭などで使用できるようにするための修理費の支援策の追加を希望する。	笠鉾は、以前には祇園祭の行列を彩る祭礼用具として使用されてきましたが、長い間使われずにいたため、劣化が進行し、修理が必要と考えています。 祇園祭は、重点区域における歴史的風致と位置づけているため、その祭礼用具である笠鉾の参加は、従来を復活させるもので、歴史的風致維持向上に資するものと考えますので、修理等に関する支援方法などの検討を行います。	3 今後の取り組みにおいて検討又は参考とする。
19	泉水路の維持管理には水の確保が重要であり、総合的対策が出来ないか。	松代城下町の庭園調査は継続して実施していきますが、泉水路・池の減少対策は、行政と地域住民が一体となって取り組む必要があります。今後は、調査結果に基づき、泉水路の維持管理について検討を行います。	3 今後の取り組みにおいて検討又は参考とする。

## 第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

	意見要旨	考え方	対応
20	登録文化財の松下家住宅や県宝の大英寺など改修が必要であるが、費用負担の支援など良い対策はないのか。	歴史的風致の核となる建造物等の滅失防止のため「歴史的風致形成建造物」に指定し、修理等に関する支援を受けることができます。ただし、支援を受けるためには詳細な修理計画等を策定して事業化することが求められますので、所有者の意向に基づき、検討する必要があります。	3 今後の取り組みにおいて検討又は参考とする。

# 歴史的風致維持向上計画に対する意見・提案に関する対応について

平成25年2月13日現在

## 第1章 計画策定の目的

	意見要旨	考え方	対応
1	善光寺周辺、松代、若穂、鬼無里などで祇園祭が行われるなど祭礼に関連があり、連携させた取組みが必要ではないか。	本市には、祇園祭をはじめとして関連する伝統的祭礼が数多く残っています。今回の計画では、まず、こういった伝統的祭礼のうち代表的なものを記載し、それらを維持及び向上させるための事業を位置づけています。関連する祭礼については、連携させた取組みも必要と考えられますので、今後の課題として検討していきたいと考えています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。

## 第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致

	意見要旨	考え方	対応
2	真田まつりは、50年以上行われているので、歴史的なものに位置づけられるか。	松代地区には、多数の祭礼があり、今回は江戸時代の歴史資料が多数残る代表的な祭礼を記載しています。真田まつりなど他の祭礼については、今後、必要性に応じて追加を検討します。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
3	市内に歴史的風致の要件に該当する地域はたくさんあるが、なぜ12箇所しか載せていないのか。	歴史的風致とは、地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地と一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されており、本計画に記載するためには、この要件を満たすことを歴史資料等を用いて説明する必要があります。そのためには、地元の協力のもと、資料調査等を行う必要があります。現時点で、これらの要件を満たすことが確認できたものが12の歴史的風致という状況となっています。 今後、重要文化財等に指定された建造物等の周辺地域において、歴史的風致の要件を満たす場合は、必要に応じて歴史的風致の追加を検討します。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。

#### 第4章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

	意見要旨	考え方	対応
4	重点区域においては、景観計画や屋外広告物条例などと連携させ、より良い景観形成の誘導を図る必要がある。	本計画は、景観計画や屋外広告物条例をはじめとした、景観形成に関わる既存の計画との連携についても重要視しています。 具体的には、第4章に既存の計画の概要や今後の方針等を記載しています。	2 計画に盛り込まれており、修正しない。
5	伝統的いとなみの継承は重要であり、担い手不足に対応する具体的な方針と対応が必要ではないか。	地域固有の祭礼等、伝統的いとなみの担い手不足に関する課題や方針については、第4章に記載しております。 まずは、地域住民や専門家等と連携しながら、伝統的祭礼等の把握を行っていきたいと考えております。なお、具体的対応については、問題点を精査した上で、対応を検討していきたいと考えています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
6	文化財の保存・維持だけでは活性化につながらないので、市と地域が意見の交換をし、地域の特性に応じたまちづくりが必要ではないか。	ハードとしての歴史的価値の高い建造物などの文化財の保存・継承とそれに関わる人々の活動(ソフト事業)を地域全体における歴史的風致の構成要素として位置づけ、観光戦略ともからめて、新たに地域の歴史・文化を活かしたまちづくりを進めようとするのが本計画であり、地域の活性化につながるものであると捉えています。 本計画は行政だけでは進めることはできず、今以上に地域との連携と協働が求められると考えています。	5 その他

#### 第5章 重点区域の位置及び範囲

	意見要旨	考え方	対応
7	川柳将軍塚古墳(史跡)がある篠ノ井地域を重点区域に追加できないのか。	歴史的風致は地域固有の活動と文化財、さらには市街地が一体となった環境が必要となるため、川柳将軍塚古墳だけをもって重点区域とすることは難しいと考えています。	4 検討の結果、計画には反映しない。
8	古い歴史や重要文化財がある若穂保科地区を重点区域に追加できないのか。	若穂保科地区は、古い街道筋や寺院の彫刻群などが存在し、長い歴史を歩んできたことは承知しておりますが、歴史的風致としての要素である人々の活動が十分に把握できていないのが実情であり、歴史的風致を把握したうえで、検討する課題と認識しています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
9	多数古墳が存在している若穂地区を大室古墳群と結びつけることができないのか。	大室古墳群に関わる歴史的風致は大室古墳群の範囲内で完結しているため、他地区の古墳と結びつけることは難しいと考えています。	4 検討の結果、計画には反映しない。

10	戸隠山の修験場まで重点区域の範囲を拡大できないのか。	重点区域の設定にあたっては、その周辺に、歴史的建造物と地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動が一体となった歴史的風致がみられることが前提となります。 戸隠地域については、奥社、中社、宝光社周辺において、神社や宿坊をはじめとした歴史的建造物に加え、式年大祭などの伝統的祭礼が一体となって良好な歴史的風致を形成していることから、これらを含むような形で重点区域を設定しています。 また、戸隠の修験場について、今後の調査により歴史的風致の要件を満たした場合は重点区域に追加する可能性ですが、そこで実施する事業の内容が重要となります。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
11	「清滝観音観音堂」、「妻女山」、「明德寺(豊栄)」、「蛙合戦」、「白鳥神社」など重点区域の拡大を希望する。	「清滝観音観音堂」、「妻女山」、「白鳥神社」は、重点区域内に所在します。残りの物件は、今後の検討課題とします。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
12	重点区域内で建物を建てる場合などは、この計画により規制されることはあるのか。	一般の建物については、この計画によって特に規制されることはありません。ただし、歴史的風致形成建造物については、一部規制がかかる場合もあります。	5 その他
13	重点区域では、景観や屋外広告物の規制が厳しくなるのか。	重点区域とは、市域の中でも特に歴史的建造物や伝統的祭礼等が数多く残っていることから、それらを維持及び向上させるために、事業等を重点的に行っていく区域として設定したものです。また、重点区域内の歴史的風致を維持及び向上させるためには、他の計画や条例との連携も欠かせません。このことから、本計画では、景観計画や屋外広告物条例と連携して、重点区域内の良好な景観形成に取り組んでいくことを明記しています。計画策定時において、景観計画や屋外広告物条例の規制等がすぐに厳しくなるわけではありませんが、重点区域内については、景観計画や屋外広告物条例と連携して歴史的風致を維持及び向上させていくべく、今後、必要な基準等について順次検討していきたいと考えています。	5 その他
14	八田家を松代の拠点施設として、整備することが必要であると考え、支援を受けられるのか	個人所有の物件のため、整備の目的や内容などにもよりますが、将来的に必要性が認められれば、歴史的風致形成建造物として指定した上で、支援することができる可能性はあります。 (事業内容が定かではない現時点では、記載は困難。)	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
15	重点区域の設定に合わせて、松代街なみ環境整備事業エリアの72haを見直すことになるのか。	街なみ環境整備事業については、現行の計画が平成27年度までとなっております。その後の計画については、歴史的風致維持向上計画の重点区域や実施する事業内容等をふまえて、街なみ環境整備事業のエリアを見直ししていきたいと考えています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。

## 第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	意見要旨	考え方	対応
16	まちなみの整備、電線の地中化などハード整備に合わせて、ソフト事業の充実が重要ではないか。	本計画における維持及び向上させるべき歴史的風致とは、歴史的建造物やその周辺の歴史的まちなみに代表されるハード部分に加え、伝統的祭礼等に代表されるソフト部分があります。本計画においても、歴史的まちなみの整備や電線類地中化などのハード整備に加え、伝統的祭礼の支援等も盛り込んでおりますが、ハード整備に比べて取り組みがまだまだ少ないのが現状です。今後、重点区域内の歴史的風致を向上させ得るソフト事業については、内容を十分に精査した上で、少しずつ充実を図っていきたく考えています。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
17	無形文化財の伝承に対する支援策として、後継者育成事業など追加を希望する。(大門踊り、八橋流箏曲など)	指定、選択又は選定された無形文化財あるいは無形民俗文化財については、保存に関する支援方法などの検討を行います。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
18	市立博物館に寄託されている横沢町の笠鉾を祇園祭などで使用できるようにするための修理費の支援策の追加を希望する。	笠鉾は、以前には祇園祭の行列を彩る祭礼用具として使用されてきましたが、長い間使われずにいたため、劣化が進行し、修理が必要と考えています。 祇園祭は、重点区域における歴史的風致と位置づけているため、その祭礼用具である笠鉾の参加は、従来の伝統を復活させるもので、歴史的風致維持向上に資するものと考えますので、修理等に関する支援方法などの検討を行います。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。
19	泉水路の維持管理には水の確保が重要であり、総合的対策が出来ないか。	松代城下町の庭園調査は継続して実施していきますが、泉水路・池の減少対策は、行政と地域住民が一体となって取り組む必要があります。今後は、調査結果に基づき、泉水路の維持管理について検討を行います。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。

## 第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

	意見要旨	考え方	対応
20	登録文化財の松下家住宅や県宝の大英寺など改修が必要であるが、費用負担の支援など良い対策はないのか。	歴史的風致の核となる建造物等の滅失防止のため「歴史的風致形成建造物」に指定し、修理等に関する支援を受けることができるようになります。ただし、支援を受けるためには詳細な修理計画等を策定して事業化することが求められますので、所有者の意向に基づき、検討する必要があります。	3 今後の取組みにおいて検討又は参考とする。